

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する 法律の成立に伴うコメントについて

公益財団法人骨髓移植推進財団
理事長 齋藤 英彦

公益財団法人 骨髓移植推進財団(東京都千代田区、齋藤英彦理事長)は、9月6日衆議院本会議にて「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」が可決・成立いたしましたことを受け、以下のコメントを発表いたします。

なお、今後各社からの個別の問合せを頂きますとも、法律に沿ったガイドライン等の詳細が決まるまで、成立後を想定したご質問にはお答えできませんのでご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

「本邦における非血縁者間造血幹細胞移植は、平成3年12月、当財団が設立して以降、本年8月末現在14,603例の骨髓移植および末梢血幹細胞移植が実施されておりますが、本事業の法的根拠がない状態が20年にも及びました。

本法律の成立後は、本邦における造血幹細胞移植の推進に寄与するとともに、白血病などの重症血液疾患で造血幹細胞移植を待つ多くの患者さんにとって更なる希望へと繋がるものと期待しております。

なお、本成立に際しましては、国会議員をはじめ関係の皆様のご尽力の賜物と、深甚なる敬意を表します。

今後も、厚生労働省のご指導の下、ドナーの安全確保に努め、法の主旨に沿った造血幹細胞移植の推進にこれまで以上に邁進してまいります